

**【表紙】**

|            |  |
|------------|--|
| 【提出書類】     | 意見表明報告書  |
| 【提出先】      | 関東財務局長   |
| 【提出日】      | 平成24年12月5日   |
| 【報告者の名称】   | 株式会社ニッセイ   |
| 【報告者の所在地】  | 愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1   |
| 【最寄りの連絡場所】 | 同上   |
| 【電話番号】     | 0566(92)1151(代表)   |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役経営企画部長 和田栗 伸彦   |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ニッセイ<br>(愛知県安城市和泉町井ノ上1番地1)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 ブラザー工業株式会社  
所在地 愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 意見の内容

当社は、平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に基づき、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、現在、当社株式6,523,267株（当社が平成24年11月14日に提出した第105期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数（29,194,673株）から当社の平成24年11月14日付第105期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在当社が所有する自己株式数（1,460,400株）及び単元未満株式数（24,873株）を除いた株式数（27,709,400株）に対する割合（以下、「所有割合」といいます。）23.54%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において、他の取扱いを定めていない限り同様です。）を所有し、当社を持分法適用関連会社としておりますが、この度、公開買付者は平成24年12月4日開催の取締役会において、公開買付者による当社の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けにおいては、当社を連結子会社化することを主な目的とするものであることから、買付予定数の下限を7,608,500株（所有割合27.46%。なお、本公開買付けにより当該7,608,500株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式は14,131,767株（所有割合51.00%。）としており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（7,608,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持しながら資本関係をできる限り強化する方針であることから、買付予定数の上限を10,162,200株（所有割合36.67%。なお、本公開買付けにより当該10,162,200株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式の所有割合は60.22%。）と設定しております。これは、本公開買付け後に公開買付者及び特別関係者の所有することとなる当社株式の合計が、最大でも18,012,172株（所有割合65.00%）を超えないよう、かかる株式数から平成24年9月30日現在の公開買付者の所有する当社株式6,523,267株（所有割合23.54%）及び特別関係者の所有する当社株式1,326,705株（所有割合4.79%）を控除して得られた数値です。従って、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,162,200株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成22年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

#### 公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由

公開買付者は、1908年にミシンの修理業で創業し、1934年に日本ミシン製造株式会社として設立されました。創業から一世紀以上にわたり、時代の変化を捉え、独自の製品やサービスを提供しています。現在ではプリンターや複合機といった情報通信機器等の製造・販売を行う「プリンティング・アンド・ソリューションズ事業」、家庭用ミシン等の製造・販売を行う「パーソナル・アンド・ホーム事業」、工業用ミシン及び工作機械等の製造・販売を行う「マシナリー・アンド・ソリューション事業」並びに業務用カラオケ機器の製造・販売・サービス提供及びコンテンツ配信サービス等を行う「ネットワーク・アンド・コンテンツ事業」の、主として4事業分野を展開しています。これらに加えて、主力事業である情報通信機器とクラウドを連携させる新たなWebサービスを展開し、ブラザー製品の価値を更に高めることで、事業規模の拡大を図っているとのことです。また、1954年に米国に販売会社を設立して以降、積極的に海外展開を行い、現在40以上の国と地域に拠点を置き、グローバルに事業活動を行っています。

公開買付者グループは更なる成長に向け、中長期ビジョン「Global Vision 21」を策定し、以下の目指すべき3つの項目を掲げています。

- ・「グローバルマインドで優れた価値を提供する高収益体質の企業」になる

- ・独自の技術開発に注力し「傑出した固有技術によってたつモノ創り企業」を実現する
- ・「“At your side.”な企業文化」を定着させる

また、公開買付者は、「Global Vision 21」の実現に向けたロードマップとして中期戦略「CS B2015」を策定し、最終年度の2015年度における業績目標を売上高7,500億円、営業利益580億円としているとのことです。各事業とも成長戦略を推進し、ターゲットとする事業領域・カテゴリーでの競争力強化によるシェア拡大、新興国における事業強化を図っているとのことです。また一方で、新規事業の育成・確立に向けた取り組みを強化しており、これらの一環として、M & Aやアライアンスの機会を積極的に探索しているとのことです。これにより、現在の、ハードウェアを中心としたビジネスに留まらず、部品事業やサービス・ソリューションビジネスの展開など、既存の事業ポートフォリオをより幅広いものへと拡充し、公開買付者グループの経営基盤を一層強化して行く方針であるとのことです。

一方、当社は、戦時中の1942年に、国内では生産が難しいとされていたミシン針や、ミシン部品を公開買付者に製造供給する目的で、名古屋市瑞穂区に「日本ミシン針製造株式会社」として設立されました。その後、歯車及び減速機事業へとコア事業を転換し、独自の発展と成長をしております。1985年に株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第二部へ、また、2003年には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部への株式上場を果たしました。公開買付者は、1960年に当社の発行済株式総数の16.67%にあたる株式を取得して以来、当社の株主として、当社との間に資本関係を構築してまいりました。

その後、小型ギアモータをはじめとする減速機事業において、豊富な製品バリエーションや特注品対応力を有するとともに、歯車事業における各種小型歯車生産力や一貫生産能力などを強みとすることで、顧客からの支持を得て、業績は堅調に維持しております。

このような状況にある一方、当社が属す業界においては、国内市場の成長が鈍化する反面、中国をはじめとする新興国における産業機械需要の拡大に伴うマーケットの伸張や、新興国メーカーの台頭によるコスト競争の進行、技術の汎用化等が進んでいます。

こうした環境の中、当社は、2011年3月に中期経営計画「グローバル・アクション2013」を策定し、『グローバル化へのスピード&チャレンジ』をスローガンに、事業環境の変化に対応できる強靱な企業体質を創りあげることが基本方針として、以下のような課題に取り組んでいます。

#### ・減速機事業

国内市場で安定した収益の確保と海外市場開拓

- ・主力製品のモデルチェンジと新製品開発
- ・特定顧客向けの特注減速機の受注拡大
- ・中国を中心としたアジアでの市場開拓
- ・中国製造子会社の基盤づくり（現地調達の拡大）

#### ・歯車事業

安定収益事業への変革

- ・ロボット・工作機械・自動車業界への積極的営業活動
- ・精密歯車の生産能力の向上
- ・ものづくりの効率化推進
- ・新歯車技術の開発

また、上記に加え今後の新たな成長分野開拓のため、既存技術を活用して太陽光追尾システムやモータ駆動に適した燃料電池の開発に着目し、研究開発に取り組んでおります。

公開買付者と当社は、工業用ミシン事業での当社の創業以来の取引関係や北米における減速機事業での販売協力など、資本提携先として一定の協力関係にありましたが、当社を取り巻く業界環境が変化する中で、事業ポートフォリオの拡充を目指す公開買付者がグローバル展開力強化を経営課題とする当社との関係を強化することで、シナジー効果を生み出せるのではないかと考え、平成24年8月頃から、従来の提携関係をより緊密にし、両社の企業価値の向上を図ることについて具体的な協議を開始し、継続してまいりました。その結果、公開買付者及び当社は、本公開買付けを通じて公開買付者と当社との一層の資本関係の強化を行うことが、以下に示すように両社における事業基盤の更なる強化を進めることを可能とし、当社、ひいては公開買付者グループ全体の企業価値向上に寄与するとの結論に至り、公開買付者は平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

第一に、当社において、公開買付者のグローバルネットワークを活用した海外展開が可能になります。当社は、現在、北米においては販売拠点1箇所を有し、公開買付者の販売協力を得ています。また、中国において生産拠点及び販売拠点それぞれ1箇所ずつを有し、その他の海外諸国においては日本から海外諸国の商社へ輸出する形で海外展開を行っておりますが、当社製品の海外展開は必ずしも十分なものとはいえない状況です。公開買付者は、全世界で69拠点（内、生産拠点17、販売拠点52）を有しているとのことです。これらの拠点を利用して当社の製品を製造・販売することで、当社の製品の海外販売比率の向上を加速させることができると考えているとのことです。例えば、すでに公開買付者において販売協力を行っている北米において、より一層その連携体制を強化して売上を拡大できるほか、中国をはじめとしたアジア

アや欧州地域への展開においても、公開買付者の販売・生産拠点を活用できるものと考えているとのことです。一方、公開買付者にとっても、公開買付者のグローバルネットワークのさらなる有効活用が可能となるだけでなく、当社製品をグループの新たな取扱製品として位置づけ、グローバルに売上拡大を図ることができるとのことです。

また、公開買付者は、当社の中国における生産基盤の強化を図ることができるものと考えているとのことです。当社は2012年1月より、中国常州における生産活動を本格的に開始しております。公開買付者においても、1990年代前半より中国生産拠点の設立を進め、中国独自の社会環境に適した生産運営ノウハウを構築しています。具体的には人材の採用・教育のシステム、部材調達のネットワーク等を有するに至っており、現地運営の経験豊富な人材も多数擁しています。このようなノウハウの伝授と人材サポートによって、当社の中国における生産体制を強化することができると考えているとのことです。

更に、公開買付者は、新規事業の育成・拡大に注力しており、両社の技術力、開発基盤を活用した共同開発に取り組むことにより、新規事業立上げのスピードアップが図れるものと期待しているとのことです。また、公開買付者は、現在当社も、前述の通り、コア技術力を新たな需要及び用途に展開すべく、太陽光追尾システムやモータ駆動に適した燃料電池の開発に取り組んでおり、当社の新規事業に対して、アライアンス先の紹介や、新製品立ち上げのサポート等、様々な形で公開買付者の事業基盤を活用できるものと考えているとのことです。

その他、工業用マシンや工作機械を手がける公開買付者マシナリー・アンド・ソリューション事業においては、すでに部品取引関係があり、当社が新製品の開発段階から公開買付者とともに取り組むこと等により、両社間の取引拡大が図れるものと考えているとのことです。

このように、公開買付者は、本公開買付けを通じ、長い歴史の中で培われた両社の信頼関係を土台とした、より強固な資本関係を構築することによって、グローバルネットワークの更なる有効活用、新規事業に繋がる開発基盤の強化、部品事業への進出による事業ポートフォリオの拡大を実現させ、両社の企業価値を高めることができるものと考え、平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

#### 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社の取締役会は、公開買付者からの本公開買付けの提案を受け、当社の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、下記「(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の日比谷監査法人より取得した当社の株式価値算定書、シティユーフ法律事務所から得た法的助言その他の関連資料等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、当社が公開買付者の連結子会社となることによるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、公開買付者のグローバルネットワークの活用、公開買付者による中国における生産活動の支援、公開買付者との新規事業の共同開発の推進、公開買付者からの部品調達の拡大といったシナジー効果を得ることが当社にとっての最善の選択であり、本公開買付けについて、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成24年12月4日開催の取締役会において、長谷川友之氏を除く取締役6人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

もっとも、本公開買付けは、当社の株主の皆様当社株式の売却の機会を提供するものではありませんが、当社の株主の皆様が本公開買付けに対しその保有する当社株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものです。また、公開買付者によれば、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではないとのことであり、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き当社株式を東京証券取引所又は名古屋証券取引所において売却する機会が維持されることとなります。これらの点から、当社取締役会は、日比谷監査法人より取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議しております。

#### (3) 本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者は、現状、本公開買付け成立後も、当社の継続的な成長を実現するために現在の経営陣及び従業員には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えており、また現時点では役員構成等のガバナンス体制の変更等は考えておりませんが、将来的には役員の派遣も含めた人材交流を進めていくことで、より一層の事業協力を深めていくことを検討していく方針とのことです。

#### (4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は当社株式6,523,267株（所有割合：23.54%）を所有し、当社を持分法適用関連会社としてしていることから、当社及び公開買付者は、本公開買付けにおける当社株式の1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するために、それぞれ以下の措置をとっております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である日比谷監査法人に当社の株式価値の算定を依頼し、日比谷監査法人から平成24年12月3日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、日比谷監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

日比谷監査法人は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

日比谷監査法人は、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値算定を行っております。

上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 689円～721円

DCF法 1,066円～1,245円

市場株価法では、算定基準日を平成24年11月30日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の直近1ヶ月間の出来高加重平均値（689円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の出来高加重平均値（698円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値（721円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を689円から721円までと算定しております。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,066円から1,245円までと算定しております。

なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

#### 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーであるGCAサヴィアン株式会社（以下「GCAサヴィアン」といいます。）に本公開買付価格の決定の参考とするために当社の株式価値の評価を依頼しました。

GCAサヴィアンは、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は平成24年12月3日にGCAサヴィアンから「株式価値評価書」の提出を受けたとのことです。なお、公開買付者は、GCAサヴィアンから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された、当社株式1株当たりの価値の範囲の詳細は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 697円～720円

DCF法 987円～1,262円

市場株価平均法では、平成24年12月3日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の基準日終値、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ715円、697円、702円、720円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等を考慮した平成25年3月期以降の当社の将来の収益予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

公開買付者は、上記株式価値評価書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、当社株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉を経て、平成24年12月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,100円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格1,100円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年12月3日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値の715円に対して53.85%、平成24年11月5日から平成24年12月3日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値697円（小数点以下四捨五入）に対して57.82%、平成24年9月4日から平成24年12月3日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値702円（小数点以下四捨五入）に対して56.70%、平成24年6月4日から平成24年12月3日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値720円（小数点以下四捨五入）に対して52.78%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。また、本書提出日の直近の取引成立日である平成24年12月3日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値の715円に対しては53.85%のプレミアムを加えた金額になります。

#### 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユウ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ております。

#### 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社の取締役会は、公開買付者からの本公開買付けの提案を受け、当社の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、日比谷監査法人より取得した当社の株式価値算定書、シティユウ法律事務所から得た法的助言その他の関連資料等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、当社が公開買付者の連結子会社となることによるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、公開買付者のグローバルネットワークの活用、公開買付者による中国における生産活動の支援、公開買付者との新規事業の共同開発の推進、公開買付者からの部品調達拡大といったシナジー効果を得ることが当社にとっての最善の選択であり、本公開買付けについて、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成24年12月4日開催の取締役会において、長谷川友之氏を除く取締役6人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

もっとも、公開買付者によれば、本公開買付けは当社の株主の皆様当社株式の売却の機会を提供するものではありませんが、当社の株主の皆様が本公開買付けに対しその保有する当社株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものです。また、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではないとのことであり、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き当社株式を東京証券取引所又は名古屋証券取引所において売却する機会が維持されることとなります。これらの点から、当社取締役会は、日比谷監査法人より取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議しております。

なお、当社の社外取締役である長谷川友之氏は、公開買付者の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役会におけるすべての本公開買付けに関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において本公開買付けに関する公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

#### 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としています。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。

また、当社と公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、当社を連結子会社化することを企図しており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合には、本公開買付け後に当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、東京証券取引所市場第二部及び名古屋証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限（10,162,200株）を設定しておりますので、本公開買付け後の公開買付者の当社株式の所有株式数は、最大で16,685,467株（所有割合：60.22%）にとどまる予定です。従って、本公開買付けの成立後も、当社株式は、引き続き上場が維持される予定です。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

| 氏名     | 役名                  | 職名                  | 所有株式数(株)  | 議決権の数(個) |
|--------|---------------------|---------------------|-----------|----------|
| 佐藤 明敏  | 取締役会長               | -                   | 19,475    | 194      |
| 藤井 明   | 取締役兼代表執行役<br>執行役社長  | -                   | 14,627    | 146      |
| 南川 博   | 取締役兼代表執行役<br>執行役副社長 | -                   | 12,989    | 129      |
| 船越 和徳  | 取締役兼常務執行役           | -                   | 8,789     | 87       |
| 安井 寛子  | 取締役                 | -                   | 874,186   | 8,741    |
| 長谷川 友之 | 取締役                 | -                   | 2,474     | 24       |
| 鈴木 久雄  | 取締役                 | -                   | 1,348     | 13       |
| 吉田 誠一  | 執行役                 | 内部監査室長兼<br>5 S 推進室長 | 5,100     | 51       |
| 佐藤 俊也  | 執行役                 | 設計本部副本部長            | 167,962   | 1,679    |
| 岡本 太郎  | 執行役                 | 製造本部長               | 5,309     | 53       |
| 和田栗 伸彦 | 執行役                 | 経営企画部長              | 1,362     | 13       |
| 計      | 11名                 |                     | 1,113,621 | 11,130   |

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。なお、所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれに係る議決権の数を含めております。

(注2) 取締役安井寛子、長谷川友之及び鈴木久雄は会社法第2条第15号、第400条第3項に定める社外取締役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上